

2025 年 6 月 5 日号

夫が定年退職、そのとき年下の妻の年金は？

会社勤めをしているサラリーマンは「第 2 号被保険者」として厚生年金に加入し、厚生年金の保険料を納めています。

そして、第 2 号被保険者の配偶者のうち、専業主婦（主夫）や配偶者控除内の収入のパート就労者については「第 3 号被保険者」として、配偶者の会社が加入している厚生年金が、国民年金保険料を一括して負担してくれているので、年金保険料の自己負担は一切ありません。



しかし、この恩恵は、あくまでも配偶者が会社勤めをしている間だけです。例えば、世帯収入を支えていた夫が 60 歳で定年退職をしたとします。そのとき、年収 100 万円程度のパート勤めをしている年下妻がまだ 52 歳だったとしたら、妻が 60 歳になるまでの 8 年間は、これまで世帯収入を支えてきた夫の給与がなくなる上に、妻の国民年金保険料（月額 1 万 7 千円程度）を払い続けなければなりません。家計の大きな負担になると感じる方も多いのではないのでしょうか。

つまり、これまでは「サラリーマンの妻」として「第 3 号被保険者」でしたが、夫の退職により「サラリーマンの妻」の地位がなくなり「第 1 号被保険者」として国民年金に加入しなければならないのです。妻ももう、ほとんどの期間を夫の厚生年金を通じて、30 年にわたって国民年金に加入していますから、ここから 8 年間、年金保険料を納めなくても大したことはないのではないかと……と思われるかもしれません。

しかし、老齢基礎年金は 40 年間の保険料を納付しないと、満額（年額 77 万 7,800 円）を受給できません。もし今後 8 年間、妻が国民年金保険料を納付しなければ、65 歳から受給する老齢基礎年金は年額 15 万 5 千円程度減額されます。女性の長生きリスクを考えれば、このケースでは納付をしておいた方が安心でしょう。

対策としては、以下の 2 点が考えられます。

- ① 夫が 60 歳以上になっても、雇用延長等で働き続けられれば、その間は、年下妻も「サラリーマンの妻」としての地位を継続できることになります。
- ② 年下妻が、これまで「103 万の壁」「130 万の壁」などを意識して、収入調整をしながらパート就労をし、敢えて「サラリーマンの妻」の地位を維持していたのなら、これからはそれらの壁を気にせず、思う存分就労するのはいかがでしょうか。支払うべき国民年金保険料の金額以上の収入アップを目指せばよいのです。

年金制度改革についての議論が活発化しています。老後の生活に直結することですから、これからどのように変わるのか、ご自身にはどう影響するのか、試算も含めてしっかり注目しておきましょう。